

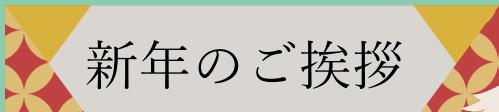


よつば総合法律事務所 ニュースレター

2026年1月 vol. 200



新年あけましておめでとうございます
本年もよろしくお願ひ申し上げます
よつば総合法律事務所一同



新年のご挨拶

2008年に設立した当事務所も18年が経ちました。おかげさまで仲間も50名を超え、全国6拠点で活動できるまでになりました。2026年も常に初心に立ち返り、所員一丸となって一日一日丁寧な仕事を積み重ねていく所存です。
本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

代表 大澤 一郎



旧年中もたくさんの方々に、大変お世話になりました。ありがとうございました。
今年度も、ご相談頂いた方のお役に立てるよう、これまで以上に精進していきたいと思います。

2026年も変わらぬお付き合いを頂けますよう、お願い申し上げます。

副代表 小林 義和



あけましておめでとうございます。初心に返り、誠実に、謙虚に自己研鑽を重ね、依頼者様にとって最善の解決を追求してまいります。
本年もよろしくお願ひ申し上げます。

柏事務所所長 大友 龍亮



昨年もお世話になりました。
今年も8760時間(24時間×365日)、時間を大切にしたいと思います。皆様の前進を支えられるよう、一つ一つのご依頼に誠実に取り組みますので、2026年もよろしくお願ひ申し上げます。

千葉事務所所長 今村 公治



船橋事務所を開設し、1年が経過しました。おかげ様で多くのご依頼をいただいておりますが、今年はより多くの皆様のご要望にお応えできるよう、人員・態勢を充実させて参ります。
本年もよろしくお願ひ申し上げます。

船橋事務所所長 前田 徹



旧年中は大変お世話になりました。医療機関の顧問弁護士として、今年も現場の皆さまが安心して診療・経営に専念できるよう、しっかりサポートしてまいります。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

東京事務所所長 川崎 翔



新年あけましておめでとうございます。引き続き皆様のお役に立てるように頑張ってまいります。愛知・岐阜・三重でお困りごとがありましたらお気軽にお声がけください。本年もどうぞ宜しくお願ひ申し上げます。

名古屋事務所所長 加藤 貴紀



あけましておめでとうございます。昨年は大変お世話になりました。本年は、皆様のさらなるご発展に貢献できるよう、一層の精進を重ねてまいります。2026年も変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

大阪事務所所長 辻 悠祐



馬のように元気いっぱいに駆け抜けて、皆様の1年がうまくいくように皆様を全力でサポートします！
よろしくお願ひいたします！！

前原 彩



新年あけましておめでとうございます。昨年は大変お世話になりました。日々の業務に誠実に向き合い、「お客様の未来にとって良い解決」を追求していきたいと思います。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

三井 伸容



あけましておめでとうございます。
2026年もご依頼いただいた皆様のため全力を尽くします。
本年もよろしくお願ひいたします。

根來 真一郎



あけましておめでとうございます。
21世紀も四半世紀が経ちました。新しい時代に向け、気持ちも新たに2026年をスタートいたします。皆様にとって良い1年になりますように誠心誠意取り組んでまいりますので、本年もよろしくお願ひいたします。

堀内 良



新年明けましておめでとうございます。
本年もご依頼いただいた依頼者の皆さまのお力になれるように、精一杯勤めて参ります。
どうぞよろしくお願ひいたします。

松本 達也



あけましておめでとうございます。旧年中は皆様に大変お世話になり、ありがとうございました。
本年も皆様の笑顔のために、現状に満足せず精進してまいります。2026年もどうぞよろしくお願ひいたします。

辻 佐和子



新年あけましておめでとうございます。
本年はより一層皆様のお力になれるよう、精進してまいります。
何卒よろしくお願ひいたします。

大竹 裕也



旧年中皆様には格別のご厚情を賜りありがとうございました。厚く御礼申し上げます。
皆様のご健勝及び益々のご発展を心よりお祈りいたします。本年もよろしくお願ひいたします。

佐藤 寿康



新年明けましておめでとうございます。本年も感謝の気持ちを忘れずに、一つ一つの案件に誠実に取り組みたいと思います。皆様のお役に立てるよう、現状に満足せず、弁護士として一層の研鑽を重ねてまいります。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

栗津 正博



旧年中も大変お世話になり、ありがとうございました。2026年もクライアント・ファーストで駆け抜けたいと思います！
どうぞよろしくお願ひいたします。

村岡 つばさ



昨年はAIツールが目覚ましく発展し、ビジネスに大きな変革をもたらしました。今年はどのような変化が生じるのか、第四次産業革命と言われるこの瞬間を楽しみながら、時代の変化に対応した法的サービスを提供できるよう誠心誠意努めて参ります。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

佐々木 康之郎



新年明けましておめでとうございます。本年も皆様のお役に立てるよう、お一人おひとりに誠実に、精一杯尽力してまいります。
どうぞよろしくお願ひいたします。

坂口 香澄



旧年中は皆様に大変お世話になりました。
2026年もお役に立てる、頼れる弁護士でありたいと考えております。
今後とも変わらぬお付き合いのほど、よろしくお願ひいたします。

川田 啓介



新年おめでとうございます。旧年中は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。
皆様にとって、心穏やかで実り多き一年となりますようお祈り申し上げます。
本年もどうぞよろしくお願ひいたします

米井 舜一郎



新年あけましておめでとうございます。昨年、様々な事例を通じて得られた経験は、私にとっても大きな学びとなりました。本年も、法律のプロフェッショナルとして日々精進し、さらなるリーガルサービスの質向上に努めてまいります。引き続き、皆様のより身近なパートナーとして、どうぞお気軽にご相談ください。

安藤 孝起



新年あけましておめでとうございます。皆様、昨年は大変お世話になりました。2026年は、より良いリーガルサービスを提供できるように精進いたします。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

小西 姫



皆様との対話を通じて、私自身も多くのこと学ばせていただいた一年でした。

本年も一つひとつの案件に真摯に向き合い、最善の解決を目指して尽力いたします。皆様にとって、平穏で実り多き一年となりますようお祈り申し上げます。

小川 夏菜



新年あけましておめでとうございます。

「丁寧でわかりやすく」を信条に、本年も皆様の身近な相談役として尽力いたします。

お困りの際は、いつでもお気軽にご連絡ください。今年もよろしくお願ひいたします。

杉山 賢伸



気になる法律を分かりやすく解説！

懲戒処分も無効に？企業に3000万円の罰金も。

公益通報者保護法改正の重要ポイント

公益通報者保護法は、社内で違法行為があったときに、従業員がこれを会社内の通報窓口や行政機関などに通報したこと（公益通報）によって会社から解雇その他の不利益な取扱いを受けることを禁止する法律です。これにより、通報した従業員を保護することを目的としています。

この度、通報者の保護をさらに強化し、事業者の体制整備義務を拡大する改正が行われました（施行は令和7年6月11日の公布から1年6ヶ月以内）。

今回は、主な改正ポイントを解説します。



千葉事務所
弁護士 杉山 賢伸

1. 保護規定の改正

現行の規定では、従業員が公益通報をしたことを理由として会社が解雇しても無効であり、懲戒処分などの不利益な取扱いは禁止されています。

今回の改正により、解雇だけでなく懲戒処分も無効となりました。しかも、解雇・懲戒が公益通報をした日から1年以内（もしくは会社が公益通報を知ってから1年以内）になされたときは、公益通報をしたことを理由としてなされたものであることが推定されます。これは、会社が公益通報をしたことを理由としていないことを立証しなければならないため、企業にとっては影響の大きい改正といえます。

そして、公益通報をしたことを理由とする解雇・懲戒をした場合、行為者には6ヶ月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、会社に3000万円以下の罰金も科されるおそれがあります。

こちらについては、公益通報をしたことを理由とする推定はありません。

2. 公益通報の主体の改正

現行の規定では、公益通報者として保護される者は、①会社の従業員、②派遣労働者、③一定の要件を満たす取引先従業員（例：当該会社の業務に従事する下請け企業従業員）、④会社役員でした。

今回の改正により、⑤フリーランスで会社から業務委託を受けている者も公益通報者として保護されることになりました。

より多くの会社関係者が公益通報をすることができるようになったといえます。

3. 公益通報窓口の設置義務の強化

現行の規定では、常時使用する労働者の人数が300人より多い会社は、通報を受けて事実を調査し、違法行為の是正に必要な措置を取る担当者を決めなければならず、公益通報の窓口も設置しなければなりません。これらを設置していないと、行政の助言指導・勧告・公表があります。



今回の改正により、担当者を設置していないと、行政が是正命令を出したり、立入検査もできるようになりました。命令に違反したり、立入検査を拒否すると、個人は30万円以下の罰金となり、会社も30万円以下の罰金が科されます。

4. 公益通報の対象事実の改正

現行の規定では、公益通報の対象となる事実は、この法律で挙げられている様々な法律についての犯罪事実や行政処分に違反すると犯罪となる場合の処分の理由となる事実でした。

今回の改正により、この法律に違反していることも公益通報の対象になりました。つまり、担当者を設置していないことも公益通報の対象となります。

5. まとめ

今回の改正では、様々な角度から公益通報制度が強化されました。特に、従業員300人超の企業にとってはかなり影響が大きい改正といえます。施行までの期間を利用して、社内体制の総点検が必要になります。ご不安な際はぜひ専門家である弁護士にご相談ください。

(文責 弁護士 杉山賢伸)

— 人生を元気で豊かにするお勧め書籍のご紹介 —



「聖☆おにいさん」

中村光 著

こんにちは、弁護士の小西姫です。今回の「人生を元気で豊かにするお勧めの書籍」でご紹介するのは、中村光先生の『聖☆おにいさん』です。

この本は、世界の二大宗教の開祖であるイエス・キリストとブッダが、日本の立川でアパートを借りてバカンスを過ごしていたら？ そんな型破りな発想を、笑いと癒やしに変えて描かれた大人気ギャグ漫画です。

物語の舞台は、東京の立川。世紀末を無事に乗り越え、下界でのバカンスを満喫するためにはやってきたイエスとブッダは、安アパートの一室で共同生活を送ります。

この作品で描かれる彼らの日常は、スーパーの特売に喜んだり、ファミレスにこもったり、日本のサブカルチャーに興味津々だったりと、とても平和で心が癒やされるものばかりです。しかし、その日常のふとした瞬間に、彼らが「神」と「仏」であることの片鱗をのぞかせ、それがシュールな笑いを誘います。

「宗教がテーマだと、難しそう…」と思う方もいらっしゃるかもしれません。しかし、『聖☆おにいさん』の真の魅力は、宗教的な知識がなくても、老若男女問わず笑える秀逸なギャグセンスにあります。そして、多くの人々の悩みや関係性に触れてきた私だからこそ感じるのは、この作品の根底にある優しさや寛容さ、そして「ゆるさ」です。

登場人物の「互いの価値観を認め合おう」とする姿勢は、忙しく生きる現代人にとって、自分の心を成長させる良い教材にもなるはずです。日常のささいな出来事がシュールなギャグとして描かれる『聖☆おにいさん』は、誰もが平和に笑える作品です。

クスッと笑いたいとき、疲れた心を癒やしたいときなど、ぜひ、この奇跡の共同生活を覗いてみてください。

(文責 弁護士 小西姫)

代表弁護士大澤一郎の
「ワインが苦手な人のための
ワインの選び方」

第103回 ➤ 1つ上の満足へ向けて



2026年になりました。本年もよろしくお願ひいたします。

1. 2026年のテーマ

よつば総合法律事務所では、2025年10月から2026年9月が第19期です。

第19期のテーマは「1つ上のステージへ」です。日々の業務品質の向上は永遠のテーマですが、本年度はより品質の向上を事務所全体として目指します。

2. 1つ上の満足へ向けて

「良いワインの条件とは何でしょうか？」そうソムリエに尋ねると、多くのプロが口を揃えてこう言うそうです。

「フィニッシュ（余韻）が長いことです。」

口に含んだ瞬間のインパクトも大切ですが、飲み込んだ後に、どれだけ心地よい香りが続き、幸せな余韻を残せるか。味がすぐに消えてしまうワインもありますが、偉大なワインほど、グラスを置いた後も長く記憶に留まり続けます。

私たちとお客様との関係も同じだと思います。

契約を結んだ瞬間や解決した瞬間がピークではありません。その後に続く長い時間の中で、「よつばを選んでよかった」「よつばと付き合ってよかった」と感じていただけるかどうか。**去り際や、時が経った後にこそ、その仕事の真価（フィニッシュ）が問われます。**



目前のことだけでなく、皆様のこの先に長く続く「1つ上の満足」のために、これからも、心地よい余韻の残る仕事を積み重ねていきたいと考えています。

2026年も引き続きよろしくお願ひいたします。

(文責 弁護士 大澤 一郎)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ☐info@yotsubasougou.com ☐ <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋塔番館ビル4階

【千葉事務所】〒280-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階

【船橋事務所】〒273-0005 千葉県船橋市本町7丁目11番5号 KDX船橋ビル6階

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

【名古屋事務所】〒450-6411 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28番12号 大名古屋ビルディング11階

【大阪事務所】〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15階

受付時間：午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号 29869)

【広告】本ニュースレターは、日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性があるため、【広告】と表記しています。